

一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第四条の五 第1項	当該施設の維持管理に関する計画
一 施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	自動燃焼制御装置により、ごみ投入は適正に制御され、処理能力以上の投入はしません。また、ごみピットは、十分な貯留容量があり、処理能力に見合った調整が可能です。
二 焼却施設にあつては、次のとおりとする。 イ ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。	ごみピットは、受入・積み替え・投入の為の十分な容積を有しており、ごみクレーンにより、ごみを均一に混合します。
ロ 燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第四条第一項第七号イの環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りでない。	ごみ供給口はごみ投入ホッパ・シュート内のごみ自体により外気と遮断され、給じん装置により、定量ずつ連続的にごみを焼却炉に投入することができます。
ハ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度以上に保つこと。	摂氏八百度以上に保つよう常時自動監視制御します。
ニ 焼却灰の熱しゃく減量が十パーセント以下になるように焼却すること。ただし焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあっては、この限りではない。	自動燃焼制御装置により、熱しゃく減量が10%以下になるように焼却します。
ホ 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	助燃装置を作動させることで、炉温を速やかに上昇させます。※燃料源は灯油とします。
ヘ 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	助燃装置の作動により、炉温を高温に保ち、炉内に残留するごみを燃焼し尽くします。
ト 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	燃焼室側壁に設置した温度計で炉内燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、中央制御室に設置するDCSに記録及び監視できるようにします。
チ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、集じん器で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りではない。	ガス冷却設備（廃熱ボイラ）により、ろ過式集じん器に流入する燃焼ガスの温度を概ね摂氏二百度以下に冷却します。

<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第四条の五 第1項</p>	<p>当該施設の維持管理に関する計画</p>
<p>リ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（ちのただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>ろ過式集じん器入口煙道に設置した温度計により燃焼ガスの温度を連続的に測定し、中央制御室に設置する DCS に記録及び監視できるようにします。</p>
<p>ヌ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。</p>	<p>冷却設備（廃熱ボイラ）のたい積ばいじんはスートブロワにより除去し、排ガス処理設備（ろ過式集じん器）の捕集ばいじんは除去装置を設けることにより、たい積したばいじんを除去します。</p>
<p>ル 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却すること。</p>	<p>自動燃焼制御装置により、一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却します。</p>
<p>ヲ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>排ガス中の一酸化炭素の濃度及び酸素濃度を連続的に測定し、かつ、記録します。</p>
<p>ワ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第二の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。</p>	<p>排ガス中のダイオキシン類の濃度が $0.1\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$ 以下となるように完全燃焼と活性炭吸着によりダイオキシン類を吸着除去します。</p>
<p>カ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>ダイオキシン類の濃度を年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を二月に一回以上測定し、かつ、記録します。</p>
<p>ヨ 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p>	<p>煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができるろ過式集じん器（ばいじんを除去する高度の機能を有するもの）、排ガス洗浄設備（苛性ソーダにより塩化水素や硫黄酸化物を除去）、触媒反応塔（触媒により窒素酸化物を分解）、活性炭吸着塔（活性炭により DXN s、水銀を除去）を設けます。</p>
<p>タ 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p>	<p>排ガス洗浄用の水は、密閉装置内で循環使用し、一部は引き抜いて排水処理設備で処理後、公共下水道へ放流します。</p>
<p>レ ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第四条第一項第七号ちのただし書の場合にあっては、この限りでない。</p>	<p>焼却灰は灰ピット、ばいじんは薬剤混練処理後、飛灰ピットに貯留します。</p>

<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第四条の五 第1項</p>	<p>当該施設の維持管理に関する計画</p>
<p>ソ ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあつては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。</p>	<p>該当しません。</p>
<p>ツ ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあつては、焼成炉中の温度を摂氏千度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>該当しません。</p>
<p>ネ ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。</p>	<p>ばいじんと薬剤及び水を均一に混合できる混練装置を設けます。</p>
<p>ラ～ケ</p>	<p>該当しません。</p>
<p>フ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。</p>	<p>消防の規定に従い、火災の発生を防止するために、必要な措置を講ずるとともに、消火器や消火栓等の消火設備を設けます。</p>
<p>三</p>	<p>該当しません。</p>
<p>四 ばいじん又は焼却灰の処理施設にあつては、第二号ヨ、ソ、ツ及びネの規定の例による。</p>	<p>該当しません。</p>
<p>五</p>	<p>該当しません。</p>
<p>六</p>	<p>該当しません。</p>
<p>七</p>	<p>該当しません。</p>
<p>八</p>	<p>該当しません。</p>
<p>九</p>	<p>該当しません。</p>
<p>十 ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>ごみピット及びプラットホームを建屋で囲い、ごみ投入口には密閉性の高い投入扉等を設置し、ごみの飛散及び悪臭の発散を防止します。また、エアカーテンを設置します。また、燃焼用空気をごみピット内より吸引することにより、ごみピット内を負圧に保ち、ごみの飛散及び悪臭の発散を防止します。炉休止時の脱臭対策として活性炭脱臭装置を設置します。</p>
<p>十一 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。</p>	<p>プラットホームの清掃を励行するなど、構内の清潔を保持します。</p>
<p>十二 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。</p>	<p>できるかぎり低騒音・低振動の機器を採用し、騒音、振動を発生する機器は原則として屋内設置とし、必要に応じて吸音・防振対策を行います。</p>

<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第四条の五 第1項</p>	<p>当該施設の維持管理に関する計画</p>
<p>十三 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする。</p>	<p>プラント排水は、pH 調整・凝集沈殿を行ない、関係法令の規制値以下に処理した後、施設内で極力再利用するよう努めます。なお、再利用できず残ったプラント排水及び洗煙系排水、生活排水は排水基準に従い、適正処理後、下水道放流します。</p>
<p>十四 前各号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと。</p>	<p>施設の各設備は機能を維持するために必要な定期点検・補修及び法定点検、機能検査を行います。ばい煙、放流水の水質等については廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の五、環整 95 号に倣った頻度にて行います。</p>
<p>十五 市町村は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うこと。</p>	<p>組合の条例で定める資格を有する技術管理者を置き、施設の維持管理に従事します。</p>
<p>十六 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存すること。</p>	<p>施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存します。</p>